

# 身体障害者手帳制度の概要

## 1 概要

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する。

根拠: 身体障害者福祉法第15条

## 2 交付対象者

身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があるもの

別表に定める障害の種類(いずれも、一定以上で継続することが要件とされている)

- ① 視覚障害
- ② 聴覚又は平衡機能の障害
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ④ 肢体不自由
- ⑤ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ⑥ ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ⑦ 小腸の機能の障害
- ⑧ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- ⑨ 肝臓の機能の障害

## 3 障害の程度

法別表に該当するかどうかの詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。

## 4 交付者数(平成25年度末現在)

5, 252, 242人(1級: 1, 607, 408人、2級: 816, 690人、3級: 910, 863人、4級: 1, 278, 599人、  
5級: 316, 699人、6級: 321, 983人)

うち、肝臓機能障害 6, 787人(1級: 5, 672人、2級: 627人、3級: 317人、4級: 171人)